

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業の撤回を、少なくとも一旦中止を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 15 号 受理年月日 平成 23 年 6 月 17 日
付託年月日 平成 23 年 6 月 28 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区は平成 23 年より北小岩一丁目東部土地区画整理事業（以下「本事業」という）を実行しようとしています。本事業には以下の点で大きな問題があることが判明しています。

1 住民合意がなされていないこと。
当該地区地権者の約 4 割、面積では約 5 割の地権者が事業に反対をしています。江戸川区は、まちづくり基本案の検討、補償金概算額の提示、想定換地案の作成等の施策を実施してきています。その内容はそれぞれに大きな問題を抱えており、反対意見者の納得を得ようとする施策は全くなされていません。

2 盛土形状が高規格堤防形状と異なることを明示していないこと。
地域の課題を解消するために盛土が必要であるとしていますが、そもそもスーパー堤防化を前提とした盛土のみを検討しているため、説明には無理が散見されています。居住区域と河川堤防との高低差を解消する必要はありません。JR 総武線の線路高さとの高低差を解消することは、居住性を悪化させるのみです。中央分離帯のある市川橋取り付け道路との高低差を解消しても周辺地域との交通便の解消にはなりません。地域の課題解消に高規格堤防と同一形状の盛土は必要ではありません。高規格堤防事業と切り離れた土地区画整理事業というのであれば、盛土が高規格堤防と異なることを担保してしかるべきです。形状が一致すると、高規格堤防への移行が懸念され、根本的な問題に抵触することになります。

3 費用が著しく高額であること。
本事業の資金計画は、総事業費 43 億円超に対し、国庫補助金、都補助金および補助金に対する区負担金を除いた 34 億円超が区単独費となっており、盛土を伴わないような土地区画整理事業に比較して非常に高額なものとなっています。このままでは 30 億円にのぼる貴重な区の財産が無用に費消することになります。盛土を必要としない土地区画整理を再検討するべきです。

4 スーパー堤防が一旦廃止となっていること。
江戸川区は本事業が国（国土交通省）との共同事業であると再三の説明をしてきたにもかかわらず、あたかも区が単独で施行するかのように説明を変化させてきています。その一方で、共同事業が成立した暁には、スーパー堤防事業と認定

(裏面に続く)

できるような土地区画整理事業を実現しようとしている疑念が晴れません。

このように、本事業計画案は方式・手続き・資金の各面において、あまりに杜撰で実行するに値しないものであり、たとえ都の審議会において認可されたとしても無効といわざるを得ません。

よって、東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業につき下記のとおり陳情します。

記

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業を撤回すること、少なくとも一旦中止すること。